

平成18年12月14日（木）

**日程第48 議案第11号 橋本市地域づくり
基金条例の制定について**

○議長（上田順康君）日程第48 議案第11号
橋本市地域づくり基金条例の制定について
を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

22番 阪本君。

○22番（阪本久代君）説明要旨というか、最初の市長の説明の中で、合併後の市民の連帯の強化及び地域振興を図るため、合併特例債等を原資に基金を創設して積み立てる。この条例を制定するんですけども、具体的にどういう事業に使うためにこの基金をつくれるのかお尋ねします。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）基金については8億円の利息運用で、それを利息を活用してするわけでございますけれども、現在については具体的なことは決まっておられませんけれども、一体感の醸成としてイベントの開催、NPO、民間団体への助成ということがございます。それから、地域振興の例としまして、コミュニティ活動への助成、伝統文化伝承への助成、それから紀の川祭、かつぱまつり、農林業・商工まつりへの助成、各種団体への活動助成というのが考えられます。

以上でございます。

○議長（上田順康君）22番 阪本君。

○22番（阪本久代君）今、8億円で利息を運用してと言われたんですけども、今、かなりたくさんの事業も言われたんですが、利息といますとごく少ないと思うんですけども、年間にすればいくらぐらいを見込んでおられるのでしょうか。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）ちょっとようけ言い過ぎました。考えられますということでございます。それで、8億円で年利0.3%で、年間240万円ということで計画してございます。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、総務委員会に付託いたします。

日程第49 議案第12号 橋本市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定

○議長（上田順康君）日程第49 議案第12号
橋本市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、総務委員会に付託いたします。

日程第50 議案第13号 高野口町・町民会館設置及び管理条例を廃止する条例について

○議長（上田順康君）日程第50 議案第13号
高野口町・町民会館設置及び管理条例を廃止する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第13号 高野口町・町民会館設置及び管理条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第51 議案第14号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

○議長（上田順康君）日程第51 議案第14号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

23番 富岡君。

○23番（富岡清彦君）お尋ねをいたします。

この条例改正の目的、この条例が改正されることによってどの程度の効果というのを考

えられているのか、この点、伺います。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）市長の冒頭の説明にもありましたように、情報通信業におきまず誘致企業の正社員の雇用を誘導するために行うものでございます。ということで、効果につきましては、推測ですけれども、今のところ問い合わせとかございませぬのでちょっとわかりかねますけれども、一遍に出てきにくいかなというふうに考えてございます。

○議長（上田順康君）23番 富岡君。

○23番（富岡清彦君）なかなか予想つきにくいということなのですが、いわゆる雇用を増やしていくということですので非常に歓迎すべきだと思うんですが、荒っぽい予想でも結構なんですが、最大でこの程度の雇用が見込まれるというようなことは、答弁、難しいですか。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）今、商工支援室で扱っている、扱っているというんですか、いろいろ引き合いがある物件につきましては製造業が大部分でございませぬ。通信業についてはそういう話が、持っていきましても余り反応がないという、言い方はおかしいですけれども、ような状態でございます。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、企業誘致対策調査特別委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、企業誘致対策調査特別委員会に付託することに決しました。

**日程第52 議案第15号 橋本市手数料条例
の一部を改正する条例について**

○議長（上田順康君）日程第52 議案第15号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第15号については、総務委員会に付託いたします。

日程第53 議案第16号 橋本市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（上田順康君）日程第53 議案第16号 橋本市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

22番 阪本君。

○22番（阪本久代君）健康保健法等の一部を改正する法律が定められたことで、この和歌山県重度心身障害児（者）医療費補助金交付要綱が改正された。それで、特定療養費という言葉が保険外併用療養費というふうに変わってるんですけども、これは言葉が変わっただけで、中身的には同じなんじゃないですか。その辺の説明をお願いします。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、特定療養費が廃止され、保険給付として保険外併用療養費が支給されることになりました。この特定療養費といいますのは、本人が希望して

高度な医療、特別なサービスを受けた場合、一般の保険診療に共通する基礎部分、これについては医療保険を適用しておりました。特別サービス部分については、選定療養として患者が自分で負担しております。診療の中でも一つでも保険外診療がありましたら、本来はその保険が適用される診療も含めて全額患者負担になっておりました。ただし、臓器移植とか高度先進医療とか差額ベッド代、義歯の材料費、予約診療、時間外診療といった選定療養費は、特定療養費として例外的に保険医療と保険外医療の併用が認められていたのが特定療養費です。これを廃止しまして、新たに保険外併用療養費として、これまで特定療養費の対象でなかった内視鏡でのがん切除術など、難易度が中程度の先進医療、中度先進医療と言いますけれども、これや治験中の国内の未承認薬、抗がん剤等でありましてけれども、これらも対象に加えて、混合医療の対象範囲を広げることを主な目的として新たに保険外併用療養費が設けられたものです。これに変えるということで、今回ご提案させていただいております。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第16号については、文教厚生委員会に付託いたします。

**日程第54 議案第17号 橋本市消防団員等
公務災害補償条例の一部を改正
する条例について**

○議長（上田順康君）日程第54 議案第17号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 平林君。

○12番（平林崇行君）消防団員の皆さんにつきましては、ふだんから本当に訓練並びに災害もしくは火災などの際に出動していただいと。それも本当に低い金額で出ていってもらったりしていますので、それに関しては地域を守るということで、非常にありがたいことや私も思っております。市も地域のことは地域で守るという消防団の考え方というの理解しています。しかし、このときに出てきた災害時において、やはりしっかりした補償というのが私は大事やなど。やっぱり人の財産生命を守る活動に従事するというは、自分もそういう危険に陥るとい部分が大変多いので、そのときに、今回条例を改正ということなんですけれども、この改正の中身について、これは行政側がこれぐらいいいんじゃないか、もしくはこんなもんかなという部分の中か、それか、ちゃんとした相手がいますんで、消防団員の皆さん、代表の方でも結構ですけど、とひざを突き合わせて、きっちりこれぐらいということでの話をした中でのこれ条例改正なのか。その辺のところをちょっとお教え願えますか。

○議長（上田順康君）消防次長。

○消防本部次長（大西洋二君）消防団員につきましては非常勤の公務員という流れがございます。それに伴いまして、今回、いろんな改正の中で、近年の医学的技術の進捗状況、また通勤災害の状況、それと胸腹部の臓器の障害に関する障害等の等級認定基準の改正とか、いろいろそういうことがございまして、それに沿って改正するものでございます。だから、非常勤公務員ということの流れの中で、公務員と同じような形の損害補償があるということの改正であります。だから、国が改正されましたので、その省令に基づいて条例を改正していくということでございます。

以上です。

○議長（上田順康君）12番、平林君。

○12番（平林崇行君）国が改正ということなんですけれども、私がいつも言っているように、国が改正してくることに對して市が反応するのは結構なんですけれども、じゃ、この改正について、さっき、橋本市の消防団員の非常勤の云々の部分の話をしていましたけれども、は正当なものなのか。それを皆さんが納得したものかということをお聞きさせていただいたんで。そういう話し合いが、国からこういうの改正ありましたよと、これで皆さんどうですかという部分のあれがあったのかという話をちょっとお聞きしたいんですけども。だから、改正だけをやって、これ条例をやったんかという、その辺だけもう少し説明お願いできますか。

○議長（上田順康君）消防長。

○消防長（梶川英男君）今回の改正につきましては地方公務員との均衡性ということで、補償内容等につきましては、例えて申し上げますと、傷病補償年金につきましては、第1級の障害を受けた方につきましては313倍となっております。地方公務員におきましても同じ313日ということですので、補償内容等につきましては、すべて地方公務員と同じ補償内容となっております。

○12番（平林崇行君）相手が話したかどうかだけの話。その答弁だけもろうたらよろしい。

○消防長（梶川英男君）すみません。この条例改正につきましては、消防団員さん等の意見はなく、国の内容と合致した内容で今回条例の提案を行いました。

以上でございます。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、こ

れをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第17号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第17号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について 採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時47分 休憩)